主 文

原略式命令を破棄する。

被告人を罰金五万円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金五〇〇〇円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

## 理 由

本件記録によると、飯塚簡易裁判所は、平成八年三月二二日、被告人に対する道路交通法違反被告事件(同庁平成八年(い)第一〇三八一号)について、「被告人は、酒気を帯び、呼気ーリットルにつき〇・二五ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成八年一月三日午前一時一五分ころ、福岡県飯塚市 a b 番 c 号付近道路において、普通乗用自動車(軽四)を運転した」との事実を認定し、道路交通法六五条一項、一一九条一項七号の二、同法施行令四四条の三、刑法一八条、刑訴法三四八条を適用して、「被告人を罰金一〇万円に処する。右罰金を完納することができないときは金五、〇〇〇円を一日に換算した期間(端数を生じたときはこれを一日に換算する)被告人を労役場に留置する。第一項の金額を仮に納付することを命ずる。」旨の略式命令を発し、この略式命令は平成八年四月一二日確定したことが認められる。

しかしながら、道路交通法――九条―項七号の二、六五条―項によれば、酒気帯 び運転の罪に係る罰金の法定刑は五万円以下であるから、これを超過して被告人を 罰金一〇万円に処した右略式命令は、法令に違反し、かつ、被告人のため不利益で ある。

よって、刑訴法四五八条一号により、原略式命令を破棄し、被告事件について更に判決する。

原略式命令の確定した事実に法令を適用すると、被告人の行為は道路交通法一一

九条一項七号の二、六五条一項、同法施行令四四条の三に該当するので、所定刑中 罰金刑を選択し、その所定金額の範囲内で被告人を罰金五万円に処し、右罰金を完 納することができないときは、刑法一八条により金五〇〇〇円を一日に換算した期 間被告人を労役場に留置することとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判 決する。

## 検察官高村七男 公判出席

## 平成八年九月五日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	井	嶋		友
裁判官	小	野	幹	雄
裁判官	高	橋	久	子
裁判官	遠	藤	光	男
裁判官	藤	#	īF	雄